

答 申 第 41 号
令和3年6月30日

仙台市教育委員会 御中
(教育局学校教育部教育相談課扱い)

仙台市個人情報保護審議会
会長 中林 暁生

仙台市個人情報保護条例第41条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

令和3年1月14日付けR2 教学相第476号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第48号

「平成〇年〇月、いじめ被害生徒〇〇〇〇は、音楽の時間にグループを組むことになったが、組む相手がなくてひとりぼっちになってしまい、泣いてしまった。当方母親は、息子〇〇からその件を聞いて、F教頭に電話で報告した。その後、F教頭から話を聞いた担任のB教諭から母親に電話がかかってきて、いじめ被害生徒〇〇〇〇が音楽の時間に仲間外れにされて泣いてしまったとの報告があったので、母親は『今後そのような仲間外れになることがないように、自分もいじめ被害生徒〇〇〇〇を頑張る励ますので、学校側も注意して欲しい』との要望を伝えた。〇〇中学校が、上記『音楽の時間に行われたいじめ』に係ることについて、教頭が担任に対して指導助言を行い、担任から音楽科担当に対しても事実確認を行っている。また、担任は『仲間外れにされた件』をいじめ被害生徒〇〇〇〇に対して事情聴取を行い、当方母親と事実認識の共有を行っている。これらのことに関して、教頭、教諭、学校及び市教委が作成した調査記録文書又はそれらの保有する関係文書記録（メモの記録を含む）並びに学校及び市教委内で行われた会議録（全会議記録）」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

答申第 41 号
(諮問第 48 号)

1 審議会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った個人情報非開示決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、当時未成年者であった審査請求人（以下「請求人」という。）の法定代理人である請求人の父が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、請求人を代理して、「平成〇年〇月、いじめ被害生徒〇〇〇〇は、音楽の時間にグループを組むことになったが、組む相手がいなくてひとりぼっちになってしまい、泣いてしまった。当方母親は、息子〇〇からその件を聞いて、F 教頭に電話で報告した。その後、F 教頭から話を聞いた担任の B 教諭から母親に電話がかかってくる、いじめ被害生徒〇〇〇〇が音楽の時間に仲間外れにされて泣いてしまったとの報告があったので、母親は『今後そのような仲間外れになることがないように、自分もいじめ被害生徒〇〇〇〇を頑張って励ますので、学校側も注意して欲しい』との要望を伝えた。〇〇中学校が、上記『音楽の時間に行われたいじめ』に係ることについて、教頭が担任に対して指導助言を行い、担任から音楽科担当に対しても事実確認を行っている。また、担任は『仲間外れにされた件』をいじめ被害生徒〇〇〇〇に対して事情聴取を行い、当方母親と事実認識の共有を行っている。これらのことに関して、教頭、教諭、学校及び市教委が作成した調査記録文書又はそれらの保有する関係文書記録（メモの記録を含む）並びに学校及び市教委内で行われた会議録（全会議記録）」（以下「対象個人情報」という。）の開示を請求したのに対し、実施機関が平成 31 年 1 月 15 日付けで個人情報非開示決定（以下「原処分」という。）を行ったことについて、その処分の取消しを求めたものである。

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のように要約できる。

- (1) 担任教諭は、「音楽の時間に仲間外れにされた件」について、いじめ被害生徒〇〇〇〇に対し事情聴取を行い、請求人の母と事実認識の共有を行っている。そして、学校においては、当該事案について教頭が担任教諭に対して指導を行い、担任教諭から音楽科担当の教諭に対しても事実確認を行っている。このことから、管理職が当該事案に関わり対応を行っているため、請求人に対するいじめ事案について「学年会」「生徒指導会議」「職員会議」「いじめ対策委員会」等々において議題に上がり、管理職と教員らが「報告・連絡・相談」等をして、認識の共有を行っていること、これらについて何らかの記録文書やメモが残っていることは社会通念に照らし合わせてみても当然である。
- (2) 別途開示された「〇〇中事案に係る調停 認否案（第 1 準備書面）」（開示資料番号 88）4 頁には、「学校側は、申立人側への対応を、当時の学校における最優先課題と位置付け、相当注意を払っており、仮にこのような事象があれば、対応しないことはあり得ない状況

にあった。」との記載があることから、請求人に対するいじめ事案について、学校側で対応した記録が存在しなければおかしい。

- (3) 教員は、各個人で所有している指導手帳にその日あったことをメモする習性がある。音楽の時間に行われたいじめについても、担任、音楽科担当及び学年主任の各教諭の指導手帳のうち、事案発生日の前後2週間分の週報を確認すれば、記録があるのではないかと考えられる。また、教頭から受けた指示の内容は、通常記録するものと思われる。
- (4) 請求人代理人が本件審査請求の提起後に当時の教頭であったF氏に問い合わせたところ、「(請求人の母からの)電話を受けた記憶がある。なんせ、普段連絡を受けているのは学年主任のA教諭であり、教頭が保護者と電話することはそうそうない。なお、実際に音楽の時間にあったことは記憶がおぼろげである。しかし、もしそういったいじめがあれば、担任や音楽科担当の教諭に指示を出すはずである」との回答であった。よって、実施機関は、音楽の時間のいじめがあったことは確認していないと主張しているが、少なくとも、請求人の母からの電話連絡があったことは事実である。当時の教頭のF氏は覚えていないという回答だったが、他にも、担任や音楽科担当の教諭ら大人の教員が関わっているので、いじめ事案を忘れていたということもあり得ない。よって、関係教員は本件事案について覚えているし、記録もあると考えられる。
- (5) これまでに請求人側は、本事案について、少なくとも平成〇年度より問い合わせを重ねている。調査結果及び記録等の文書が存在していることは、社会通念に照らして考えると、常識的に認められることである。
- (6) 請求人側が開示請求した文書は、条例上の非開示情報には該当しないため、当然開示されるべきである。

4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な内容は、次のとおりである。

請求人は、音楽の授業中にグループを組む相手がいなくてひとりぼっちになってしまったこと、請求人の母から当時の教頭が連絡を受け、教頭から担任教諭に指導助言を行ったこと及び担任教諭から音楽科担当の教諭に事実確認を行ったこと等が記載された文書が存在すると主張しているが、〇〇中学校の保存文書（現在、教育委員会が〇〇中学校から引継ぎ保管しているものを含む）の中にそうした事実経過等を記録した文書は存在しない。

また、「〇〇中事案に係る調停 認否案（第1準備書面）」（開示資料番号88）4頁に記載のありとおり、このような事案は学校側は認知しておらず、担任教諭がこのような事案の件で、請求人の母に電話をした事実はない。

よって、請求内容に対応する個人情報については、公文書として作成、保管されておらず、不存在である。

仮に、請求人が主張するような孤立があったとしても、担当教諭は、学習指導の基本的な考え方に基づき必要な対応を行うまでのことであって、明らかにいじめといえる性質のものではない限り、校長及び教頭に報告するための文書を作成しなかったとしても、不適正な対応であったとはいえない。

また、請求人は、請求人の母が当時の教頭にこのことを相談したという主張も行っているが、もし教頭が児童生徒の保護者からそうした相談を受けたとしても、全ての場合において文書による記録を作成するわけではなく、担任教諭や教科担当の教諭に口頭で伝えながら事実確認を行うことは、学校現場においては通常考えられる対応方法であるといえる。

5 別途開示された文書及び背景となった事案の概要

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張並びに弁明書及び口頭による実施機関の説明によれば、本件開示請求の背景となった事案は概ね次のとおりである。

- (1) 平成〇年〇月に、請求人が当時在籍していた仙台市立〇〇中学校の校内において、同級生から運動着ジャージパンツを下ろされる等の事案が発生した。
- (2) 平成〇年〇月、請求人は仙台市を相手方とした民事調停の申立てを行い、同年〇月、実施機関では調停への対応の一環として、当時の〇〇中学校の校長、教頭、学年主任のA教諭等の各教諭に確認した内容を記載した「〇〇中事案に係る調停 認否案(第1準備書面)」(開示資料番号 88)を作成した。その際、参考資料として、担任教諭の指導手帳が実施機関に任意提供されている。なお、平成〇年〇月に請求人と仙台市との間の民事調停は不成立となった。
- (3) 平成〇年〇月〇日、請求人の父及び母は、請求人及び請求人の妹に対するいじめ事案が放置・隠蔽されたとして、関係職員の処分を要望する文書を実施機関あてに送付した。
- (4) 平成〇年〇月〇日、実施機関は上記(3)の文書への回答作成にあたって、当時の〇〇中学校の教頭及び講師への事情聴取を行い、「〇〇〇〇氏発出文書中の事案に係る関係教員からの聴取結果」(開示資料番号 93)を作成した。なお、当該文書をもとに作成された回答書(開示資料番号 9)は、平成〇年〇月〇日付けで請求人の父及び母あてに送付された。

6 審議会の判断

(1) 対象個人情報の保有の有無について

実施機関は、請求人が開示を求めるような対象個人情報を記載した公文書は作成しておらず存在しないとしているのに対し、請求人は、社会通念に照らして考えても対象個人情報を記載した公文書が作成されており存在するはずであると主張している。

実施機関の教育相談課及び教職員課執務室に保管されている一連のファイル及び両課が保存している電磁的記録については、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報非開示決定に対する審査請求に係る、当審議会への諮問第 36 号から同第 38 号までの審議の過程で、請求人及びその家族への対応に関係する全ての記録を対象とした見分調査を行っている。

また、〇〇中学校における見分調査については、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報一部開示決定に対する審査請求に係る、当審議会への諮問第 36 号及び同第 37 号の審議の過程で実施済みである(なお、請求人が同校に在籍していた平成〇年度から同〇年度までに同校の教職員が使用していた執務用パソコンは、平成〇年〇月に行われた機器更新に伴い撤去されていたことを確認している。)

これら全ての調査の結果として、本件対象個人情報を含む文書又は電磁的記録を発見するこ

とはできなかった。

(2) 指導手帳の公文書該当性について

請求人は、担任、音楽科担当及び学年主任の各教諭の指導手帳のうち、事案発生日の前後2週間分の週報を確認すれば、音楽の時間に行われたいじめについての記録があるはずであると主張しているため、当該文書の公文書該当性について検討する。

条例は第14条第1項において、個人情報開示請求の対象として「個人情報を取り扱う事務に係る公文書に記録されている自己を本人とする個人情報」であること、そして条例第2条第6号において、公文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。（以下略）」と定めている。

当審議会が、条例第48条第4項の規定に基づき、指導手帳の性質について実施機関に確認したところ、指導手帳は、教員が各々の学習指導上の備忘録として用いるもので、特別な事情がある場合を除き上司や同僚の教員と共有するものではなく、通常、実施機関（市教委及び学校）では各々の教員の指導手帳を保管することはないという事実が確認できた。その上で、請求人に対し別途開示された担任教諭の指導手帳の一部（開示資料番号5）については、平成〇年〇月に請求人から提起された民事調停の際に、参考資料として当該教諭から任意提供を受け、実施機関で保管していたものであるため、公文書として特定し、開示決定を行ったことが確認できた。

以上の調査結果から、各教諭の指導手帳については、実施機関が組織的に用いるものとして保有する性質を有するものではなく、また、開示請求を受けた時点で実施機関はこれらの文書を保有していなかったことから、条例上開示の対象となる公文書であるとは認められない。

(3) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

なお、当審議会が直接答申の内容とすべき事柄ではないが、請求人が主張する事項のうち当審議会で議論のあった点があるので以下のとおり述べる。

上記(2)のとおり、各教員の指導手帳は本来組織的に用いる公文書には該当しないものであり、各教員の指導手帳がどのように取り扱われるべきかについては、当審議会の所掌の範囲を超えるものであるが、実施機関は、平成〇年〇月に請求人から提起された民事調停の際、担任教諭に対して指導手帳の提出を求め、その後その一部の写しを裁判所提出資料として保管することとした時点以降、その一部の写しを組織的に用いる公文書として取り扱っており、その取扱いが一貫しないとの印象を与えた可能性は否定できない。

実施機関においては、事案によっては、本来組織的に用いることを予定していない各教員の指導手帳の取り扱いが異なることは有り得ることであるが、その場合には、こうした印象を与える可能性もまた有り得ることにも留意されたい。

審議会の処理経過

(諮問第 48 号)

年 月 日	内 容
令和 3. 1. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を受けた ・ 実施機関（教育局学校教育部教育相談課）から弁明書の提出を受けた
3. 1. 19 (令和2年度第8回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問に係る審議を行った
3. 1. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求人から反論書の提出を受けた
3. 2. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求人から口頭意見陳述の申出を受けた
3. 2. 18 (令和2年度第9回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求人から口頭で意見を聴取した ・ 諮問に係る審議を行った
3. 3. 25 (令和2年度第10回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問に係る審議を行った
3. 5. 18 (令和3年度第1回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問に係る審議を行った
3. 6. 22 (令和3年度第2回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問に係る審議を行った